

さ情審査答申第170号
令和元年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年11月26日付けで貴職から受けた、「平成30年5月に特定幼稚園が児童相談所へ子に関して通告した内容」(以下「本件対象個人情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年7月23日付け子子家児第2138号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報のうち、不開示とした通告内容の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求人は妻と子と別居状態にある。

ある日、審査請求人は子が通う幼稚園に出向き、園長に子の通園状況を尋ねたところ、子はしばらく通園していないと言われ、さらに園長から、児童相談所に通報しようと思っていたことを聞かされたため、通報してもらうよう依頼した。

(2) 数日後、再び幼稚園に電話をかけ、児童相談所に通報したのかを園長に確認したところ、確かに通報したとの回答だった。別居中の妻にも子の通園状況を確認すると、幼稚園と妻の主張に相違があったため、どちらの主

張が正しいのかを確認するため、児童相談所に対して子に関する通報内容の開示を求めている。

- (3) 幼稚園による子に関する通報は、審査請求人の依頼であり、その内容は、条例第14条第2号に該当しない情報であり、開示することで第三者の正当な権利利益を害するおそれはない。また、条例14条第3号に該当しない情報であり、開示しても当該事務の適正な執行に支障を生じさせない。

第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- (1) 「平成30年5月に特定幼稚園が児童相談所へ子に関して通告した内容」という個人情報開示請求に対して、子に関係する情報として、第三者から子に関する電話を受けた際のもの、審査請求人からの電話を受けた際のものとの2件の受付処理票を、本件開示請求にかかる対象情報として特定した。
- (2) 相談者からの児童相談所への相談内容の秘密は守られるべきものである。また、相談者は秘密が守られることを前提として相談するものであり、それが覆されることは相談業務を受け持つ児童相談所の信用に疑義を生じさせ、当該事務の適正な遂行を困難にするおそれがあるものと言わざるを得ない。よって、条例第14条第2号及び第3号に該当するため不開示とした。
- (3) 審査請求人は、自らの依頼により幼稚園の園長が児童相談所に通告したことを確認したと主張しているが、そのことは、審査請求人と幼稚園の間の話である。
- (4) また、審査請求人は幼稚園と妻との主張に相違があったため、どちらの主張が正しいのかを確認するため開示を求めていると主張しているが、そのことは、審査請求人と幼稚園及び審査請求人の妻との間の話である。
- (5) さらに、審査請求人は、自らの依頼による子に関する通告の内容を開示するのであるから、第三者の権利利益を害するおそれはなく、当該事務の適正な執行に支障を生じさせないと主張しているが、特定した情報は、第三者からの電話に対応した受付処理票である。よって、(2)で述べた理由により相談内容及び児童相談所の所見や評価は条例第14条第2号及び第3号に該当するため不開示とした。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

- (1) 審査請求人が開示を求めた文書は、「平成30年5月に特定幼稚園が児

童相談所へ子に関して通告した内容」を記録したものである。

これに対して実施機関が特定した文書は、児童相談所に対する電話による通告につき、児童相談所が相談に応じたものとして事務遂行上作成した「受付処理票」と題された文書のうち、審査請求人の子に関するものである。

実施機関は、条例第14条第2号及び第3号に該当すると判断した部分を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は特定した「受付処理票」の全部開示を求めて本件審査請求に及んだものである。

- (2) 特定された受付処理票は、①児童の氏名等個人に関する情報及び児童相談所担当者欄、②統計項目としての通告経路・相談種別・主訴欄、③受理・処理・終結の各年月日と処理内容欄、④相談内容欄、⑤所見及び指導内容欄、⑥担当者・決裁者欄の各項目に分類されている。

2 本件処分の当否について

- (1) 審査請求人は、本件開示請求をした具体的な理由につき、審査請求人が特定幼稚園園長から受けた子の登園状況の説明が、妻の主張と相違するので、園長が児童相談所に通報した内容を自己情報として知る目的であると述べている。
- (2) 児童相談所は、児童等の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導等を行うものとされている(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条、同第11条、同第12条)。また、児童の福祉は児童の人権及びその家庭のプライバシーと密接不可分である。したがって、児童相談所の相談業務はこれらの人権及びプライバシーに対する最大限の配慮が不可欠であり、そのためには児童相談所が相談内容を秘匿するという前提によって児童相談所に対する信頼を維持し、もって当該事務の適正な遂行を確保しているところである。
- (3) 条例第14条第2号は、開示請求者以外の者に関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものは不開示とすると定めており、同条第3号は、個人の相談等に関する事務事業に係る情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるものは不開示とすると定めている。
- (4) 本件対象情報である「受付処理票」は、前記のとおり、通告者からの通告によって収集された相談内容と、それに対する児童相談所の所見及び指導内容を、項目毎に分類して記録したものである。

本件において、通告者名及び通告内容は、審査請求人にとっては第三者情報であり、同時に、児童相談所にとっては相談等に関する事務事業に係る情報である。更に、相談等に対する児童相談所の所見及び指導内容は児

童相談所の専門的知見に基づく事務事業に係る情報である。

前述したとおり、相談者は秘密が守られることを前提として児童相談所に相談するものであるから、仮に、受付処理票の通告者名及び通告内容等が開示された場合、それが原因で児童相談所の相談業務に対する疑義と不信を招きかねず、通告者との信頼関係が損なわれることによって、児童相談所の当該事務の適正な遂行が困難になるおそれがある。

更に、児童相談所の所見及び指導内容が開示されるとすると、児童相談所は、通告内容に関する検討に際し、福祉の専門的知見に基づいて率直な意見や所見表明に抑制を感じるなどする結果、適切な事案処理に支障を及ぼすおそれが生ずることは否定できず、ひいては児童の福祉に反する結果を招来するおそれを否定できないと言うべきである。

(5) 以上の理由から、実施機関が開示とした情報は、条例第14条第3号の個人の相談等に関する事務事業に係る情報であり、これを開示することは実施機関の事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるから、上記分類項目に対応して不開示とされるべきである。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年11月26日	諮問の受理（諮問第528号）
②	同 年 12月20日	審議
③	平成31年 1月17日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	同 年 2月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和元年 5月23日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)